

税 第 211 号
平成 25 年 11 月 14 日

奈良県税制調査会

座長 林 宏昭 様

奈良県知事 荒井 正吾

奈良県産業廃棄物税について(諮問)

奈良県産業廃棄物税条例(平成 15 年条例第 43 号)附則第 6 項に規定する検討について、下記事項について貴調査会の意見を求めます。

記

- (1) 奈良県産業廃棄物税の評価について
- (2) 奈良県産業廃棄物税の課税方式及び税率について
- (3) 奈良県産業廃棄物税の使途事業について
- (4) 奈良県産業廃棄物税の見直し規定について

< 諮問理由 >

平成 16 年 4 月に導入された法定外目的税である奈良県産業廃棄物税について、平成 25 年度を目処として、奈良県産業廃棄物税条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる必要があるため。